

徳島県美馬市 民間施設クーリングシェルター指定要領

- 指定要件：冷房設備があり、3人以上が休憩できる椅子等を設置できる施設
- 募集期間：令和6年4月8日（月）～9月30日（月）

ご協力いただく内容

- ① 事業者が所有する店舗等を、美馬市が指定する期間内において、「クーリングシェルター」として開放する【任意】
- ② 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、その対象日に店舗等を「クーリングシェルター」として開放する【必須】
- ③ 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、クーリングシェルター利用者に対し、美馬市があらかじめ配布するイオン飲料（1日1人あたり1本を限度）を提供する【任意】
（冷蔵設備が備えられている店舗等については、提供するイオン飲料をあらかじめ冷蔵しておく）
- ④ 美馬市が指定する期間中、熱中症予防啓発資材（パンフレット等）を、来店者が持ち帰れるよう店舗等に配置する【必須】
- ⑤ 希望する従業員等が、大塚製薬株式会社が提供する「熱中症対策アンバサダー講座」を受講できるよう配慮する【任意】
- ⑥ 美馬市及び大塚製薬株式会社が共催する「熱中症対策健康会議」に出席する【任意】
- ⑦ 美馬市が指定する期間中、店舗等の入口に市等が提供するポスターやのぼりを掲示する【必須】



▲マルナカ脇町店
イートインスペースにのぼり、入口にポスターが掲示されている。

徳島県美馬市 民間施設クーリングシェルター指定要領

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 担当部署 必須

会社名

会社名 必須

会社所在地

郵便番号 必須 都道府県 必須 市区町村 必須

番地以降 必須

会社電話番号

電話番号 必須

担当者



▲地域交流センターミライズ
のぼりとポスターを設置。

▲入力フォーム

Q8. 受入可能人数

Q9. 協力できる取り組み内容（協力できる内容全てにチェックしてください） 必須

- ☐ ・市が指定した期間、「クーリングシェルター」として店舗等を開放する
- ☐ ・「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合、その対象日に「クーリングシェルター」として店舗等を開放する
- ☐ ・「クーリングシェルター」として開放する店舗等は、冷暖し、3人以上の利用者が休憩するための椅子等を設置する
- ☐ ・「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合、クーリングシェルター利用者にイオン飲料を提供する
- ☐ ・提供するイオン飲料は、冷蔵保存できる
- ☐ ・市が指定する期間中、来店客向けに、熱中症予防啓発資料（パンフレット等）を店舗等に配置する
- ☐ ・従業員等に「熱中症対策アンバサダー講座」を受講させる
- ☐ ・美馬市及び大塚製薬株式会社が主催する「熱中症対策関係会議」に出席する
- ☐ ・市が指定する期間中、市が提供するパンフレットやのぼりを店舗等に掲示する
- ☐ その他

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する